（資料２）

運営協議会の設置要領

－窓口決定から設置までの手順（モデルケース）－

運営協議会設置の手順	具体的な対応
事前準備（約３～４ヶ月）	
① 担当課の決定（約１週間）	①・自治体において担当窓口を決定 ・高齢者福祉部局、障害者福祉部局、交通担当部局で相談 ・併せて支援部局の決定
② 福祉有償運送の必要性の把握（約１ヶ月）	②・要介護者等及び身体障害者等の移動制約者状況やニーズの把握 ・移送サービス実施団体への声かけ。許可申請団体の把握。必要に応じ申請予定団体に対する事前ヒアリングを実施 ・タクシー等による福祉・介護輸送の実態把握（既存のデータの有効活用や運輸支局等との連携が望ましい）
③ 設置単位の検討・調整・決定（約１週間～１ヶ月）	③・単独市町村かブロック単位か等の検討 ・関係市町村や都道府県と協議
④ 協議会メンバーの選定・依頼（約１～２ヶ月）	④・構成員の選定に際しては、運輸支局等とも相談して頂ければ協力可能。
⑤ 運送主体への周知・申請誘導（約１ヶ月）	⑤・自治体広報媒体等による周知・申請誘導 ・説明会の開催
協議会の運営（１～２ヶ月）	
⑥ 運営協議会の開催	⑥・開催回数（１回～数回 ※協議会毎に異なる） ・主宰自治体より福祉有償運送の必要性説明 ・必要事項を協議
⑦ 協議成立	⑦・協議成立後、市町村等からボランティア団体等に対する協力依頼」（推薦状等でも可）を発出
⑧ 運輸支局等に対する許可申請（運送主体が提出）	（・申請後速やかに許可。概ね２週間程度）
⑨ 許　可	